

消費税の総額表示

Q : この4月から課税事業者に対して消費税の総額表示が義務付けられましたが、総額表示とは、具体的にはどのような表示方法を行うのでしょうか？

A : 次のとおりです。

【解説】

総額表示とは、課税事業者が消費者に対して取引価格を表示するときに、税込価格を表示することをいいます。税込価格とは、消費税額等を含んだ資産の譲渡や役務の提供の対価をいいますが、表示された価格が税込価格であれば「税込価格である」旨の表示は必要なく、また、税込価格に併せて「税抜価格」や「消費税額等」が表示されていても差し支えありません。したがって、例えば次のような表示がしてあるものは、総額表示がされていることになります。①10,290円②10,290円(税込)③10,290円(税抜価格9,800円)④10,290円(うち消費税額等490円)⑤10,290円(税抜価格9,800円、消費税額等490円)

また、表示方法については特に定められていませんが、例えば次のような表示媒体に価格を表示する場合は、総額表示をしなければなりません。①値札、商品陳列棚、店内表示②商品、容器、包装③チラシ、パンフレット、商品カタログ④ポスター、看板⑤新聞、雑誌⑥インターネット、電子メールなど。

なお、タイムサービスを行う場合の値引き表示については、総額表示が義務付けられていませんが、値引き後の価格を表示する場合には、総額表示でなければなりません。

